

# 報道資料

平成24年 2月29日  
奈良県 防災統括室  
担当：岡 部  
電話：0742-27-8425  
内線：2271

## 平成23年台風第12号災害にかかる奈良県 被災者生活再建支援事業の実施について

- 平成23年9月2日からの台風第12号により、奈良県内の市町村において被害を受けた者のうち、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「支援法」という。）による被災者生活再建支援金の支給対象とならないものに対し、奈良県被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、被災者の経済的負担の軽減を図り、同一の災害における支援の不均衡を是正することを目的に、奈良県被災者生活再建支援事業を実施します。
- 住宅が全壊、大規模半壊および半壊した世帯については、その申請により住宅の被害程度や再建方法等に応じて支援金が支給されます。

### ◆支援内容（「半壊」を除いて、支援法と同等の措置）

支給額は、以下の2つの支援金の合計となる

（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

#### I 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 ①	解体 ②	長期避難 ③	大規模半壊 ④	半壊 ⑤
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	25万円

#### II 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入 (I. ①～④のみ対象)	補修 (I. ⑤は1/2の額)	賃借 (I. ⑤は1/2の額) ※公営住宅以外
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合

①～④については、合計で200（又は100）万円

⑤については、合計で（50）万円

※なお、本事業の財源については県が全額負担します。